

韓国での地鶏農場で 高病原性鳥インフルエンザ確認

韓国当局から、9月12日に韓国の京畿道坡州市の地鶏農場(約3,100羽)において、高病原性鳥インフルエンザ(H5N1亜型)が発生した旨、公表されました。

韓国において冬季の渡り鳥の飛来が始まる時期である9月以降で初となる高病原性鳥インフルエンザウイルスの検出事例であり、我が国においても、韓国に飛来したものと同一地域(シベリア等)からの渡り鳥や韓国からの渡り鳥の飛来によって本病ウイルスが持ち込まれる可能性があります。

また、既に北海道においても渡り鳥の飛来が確認されており、発生リスクが高まっています。これらを踏まえ、本病ウイルスの持込み・発生について更なる警戒が必要となります。

農場へのウイルス侵入を防ぐため、以下の対策を徹底しましょう。

早期発見・早期通報を！！

- ❖ 病気が広がるのを防ぐには、早期に封じ込めることが極めて重要です。
- ❖ そのためには、皆さんから異常鶏の早期発見・早期通報が必要です。
- ❖ 通報が遅れた場合、殺処分手当金の減額などの可能性もあります。

野生動物対策の再徹底を！！

- ❖ 野生動物によるウイルス侵入を防止するため、鶏舎や堆肥舎の防鳥ネットの破損の確認、鶏卵等の投棄を行わないなどを徹底しましょう。

飼養鶏等に異常があった場合は家畜保健衛生所に**早期通報**願います！！

平日の日中 0238-43-3217 夜間・休日 080-1840-0705